

## 国東市宅地造成支援事業補助金交付要綱

令和6年3月21日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、定住人口の増加を図り、良好な宅地の供給を促進するため、宅地を造成し、分譲する民間事業者(以下「事業者」という。)に対して、予算の範囲内で国東市宅地造成支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、国東市補助金等交付規則(平成18年国東市規則第62号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一戸建て専用住宅 居住を目的に建築され、店舗、事務所、作業場等の事業の用に供する部分がない住宅をいう。
- (2) 事業者 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、市内において分譲用宅地の造成事業を行うものをいう。
- (3) 分譲用宅地 市内に新たに一戸建て専用住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の土地をいう。
- (4) 居住誘導区域 国東市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内において、第三者に販売提供する目的で分譲用宅地を造成する事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 分譲用宅地が一団で3区画以上であること。
- (2) 1区画当たりの面積が198平方メートル以上であること。
- (3) 分譲用宅地が開発後において一戸建て専用住宅以外の用途にならないこと。
- (4) 各区画が接する道路の有効幅員が4メートル(道路を新設する場合にあっては有効幅員6メートル)以上であること。また、都市計画区域においては、建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条に規定されている接道要件を満たしていること。
- (5) 上水道及び公共下水道の整備済区域においては、上水道及び公共下水道に接続すること。
- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)の対象となる盛土等(大分県が定める規制区域内で行われる一定規模以上の盛土、切土又は土石の堆

積の工事)については、許可を受けた土地であること。

(7) 農地のときは、農地転用許可を受けた土地であること。

- 2 同一事業については、原則として単年度補助とする。ただし、複数年にわたって分譲地を造成する場合は、年度ごとに3区画以上の区画について、補助対象とする。  
(補助金額)

第5条 補助金の額は、1区画当たり50万円とする。ただし、1年度当たりの限度額は500万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、造成する分譲用宅地が居住誘導区域内である場合の補助金の額は、1区画当たり60万円とする。ただし、1年度当たりの限度額は600万円とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、国東市宅地造成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 現況写真

(2) 土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条に規定する地図の写し

(3) 宅地造成の設計図書(位置図、平面図、縦断図、横断図、構造図、配管図)

(4) 宅地造成工事費見積書の写し

(5) 事業実施工程表

(6) 誓約書(様式第2号)

(7) 事業者の登記事項証明書及び市税等完納証明書

(8) 宅地造成及び特定盛土等規制法の対象となる盛土等の場合は、その許可証の写し

(9) 農地転用を必要とする場合は、その許可書の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付(不交付)の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、国東市宅地造成支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の除外要件)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(1) 補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(2) 補助事業が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に

規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 補助対象者に、本市の市税等の滞納があるとき。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定があったことを知った日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、国東市宅地造成支援事業実績報告書(様式第4号)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 竣工図

(2) 工事写真(工事前後の写真等により対象工事が確認できるよう明示すること)

(3) 完成写真

(4) 領収書の写し等宅地造成工事費の支払いが確認できる書類

(5) 工事費内訳書など経費が確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 複数年にわたって分譲地を造成する場合にあっては、当該年度の補助対象部分に係る前項規定の書類を提出するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付決定を受けた事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、国東市宅地造成支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消及び返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

(検査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、施工に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条に2号を加える改正規定(第6号に係る部分に限る。)及び第6条第8号を第10号とし、第7号の次に2号を加える改正規定(第8号に係る部分に限る。)は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の国東市宅地造成支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降の申請について適用し、同日前に行った事業の補助金の交付については、なお従前の例による。